

久喜市直結増圧給水装置設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、3階以上の建築物に設置する受水槽等の水質の汚濁、劣化等の衛生問題の解消を図り、より安全・安心な水の供給を行うため、受水槽等を経由せずに給水管に直結給水用増圧装置を設置して、配水管から直接的に給水する場合の給水装置の構造、設計及び施工等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 3階以上の建築物 3階建て以上の専用住宅、店舗併用住宅、事務所併用住宅、集合住宅、小規模店舗ビル、小規模事務所ビル及び倉庫並びに集合住宅、小規模店舗、小規模事務所等の併用ビルをいう。
- (2) 給水装置 久喜市水道給水条例（平成22年久喜市条例第92号。以下「条例」という。）第3条に規定する給水装置をいう。
- (3) 配水管 需要者へ水道水を供給する目的で市が敷設した水道管をいう。
- (4) 給水管 配水管から給水装置に水道水を導水する目的で需要者が敷設した水道管をいう。
- (5) 直結増圧給水 配水管の水圧を直接利用し、水圧の不足分を増圧装置で補い、3階以上の中高層階へ給水する給水方式のことをいう。
- (6) 増圧装置 ブースタポンプ、減圧式逆流防止装置及びこれに付属する管、継手類、弁類、制御盤等をキャビネットに内蔵した構造のポンプユニットをいう。
- (7) 直結増圧給水施設 直結増圧給水により給水される施設のことをいう。
- (8) 受水槽等 給水装置からの水を受水するために3階以上の建築物に設置する受水槽及び高置水槽をいう。

(適合要件)

第3条 直結増圧給水は、計画水量が毎分530リットル以下の3階以上の建築物への給水に適用するものとする。

2 配水管から直結増圧給水施設への給水管の分岐は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

(1) 配水管の最小動水圧が0.147メガパスカル以上を確保できること。

(2) 水圧測定、水理計算等により必要な水圧及び水量を安定的に確保できること。

(3) 口径75ミリメートル以上の配水管が施設に面して布設されていること。

(4) 配水管から分岐する給水管の口径は、最大で75ミリメートルまでとし、配水管への水圧、水量の影響を考慮して、配水管の口径より2段階以上小さい口径とすること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受水槽等を設置しなければならない。

(1) 病院その他の施設で災害、事故等による水道の断減水時においても、給水の確保が必要な場合

(2) 一時に多量の水を使用するとき又は使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合

(3) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とする場合

(4) 薬品等の危険な化学物質を使用する工場その他の施設が、逆流によって配水管内の水を汚染するおそれのある場合

4 増圧装置の設置は、一の施設に対し、原則として1台とする。

(配管形態)

第4条 直結増圧給水施設の給水管は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 一の施設につき給水管の引込みは、原則として1か所とすること。
- (2) 一の施設に対する給水方式は、1給水方式とすること。ただし、対象となる施設が複合用途の施設で、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「水道管理者」という。）との協議により給水方式を併用することができるものと認められたものは、この限りでない。
- (3) 給水管の引込み口径は、口径20ミリメートル以上（直結増圧給水施設に面する配水管の種類により水道管理者が指示する場合は、口径25ミリメートル以上）とすること。
- (4) 建物内の給水をヘッダー工法で施工する場合、ヘッダー管以降の二次側の配管は、一の分岐管から1栓の給水用具の取り付けとすること。
- (5) 増圧装置の一次側に共用の直圧給水栓を設けること。
(増圧装置の構造等)

第5条 増圧装置は、公益社団法人日本水道協会の承認規格に適合するブースタポンプ及び減圧式逆流防止装置を有する水道用直結加圧形ポンプユニット又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

2 増圧装置の設置は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) ブースタポンプの最大口径は、口径75ミリメートルまでとし、かつ、給水管と同口径以下とすること。
- (2) ブースタポンプの一次側及び二次側には、仕切弁を設置するものとする。
- (3) ブースタポンプの一次側に、減圧式逆流防止装置を設置するものとする。
- (4) ブースタポンプの一次側及び二次側の接合には、適切な防振対策を行うこと。
- (5) 増圧装置は、原則として1階以上に設置すること。
- (6) 十分な換気ができる場所とすること。

- (7) 凍結のおそれのない場所とすること。
 - (8) 増圧装置の点検や維持管理を行うための作業空間が確保される場所とすること。
 - (9) 適切な排水設備を設けられる場所とすること。
- 3 増圧装置の制御装置は、次の各号に適合するものでなければならない。
- (1) ブースタポンプの一次側の水圧が異常に低下した場合に自動停止し、水圧が回復した場合に自動復帰するように制御されていること。
 - (2) ブースタポンプの二次側の送水圧の設定は、0.75メガパスカルを超えないこととし、給水形態等に応じた適切な制御値に設定されていること。
 - (3) ブースタポンプは、ポンプ配管内の停滞水を防止するため、1日1回以上稼働する制御装置を備えていること。
 - (4) ブースタポンプの稼働及び停止は、配水管への急激な流量変動を起こさないよう緩やかに稼働及び停止させるよう制御されていること。
 - (5) 増圧装置に故障等が発生した場合、ポンプ室、管理人室等で当該故障等が確認できる外部警報装置（音又は光によるものに限る。）を備えていること。

(給水装置の逆流防止等対策)

第6条 増圧装置の所有者（以下「所有者」という。）は、給水装置の逆流防止対策として、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 各階に分岐するための給水の立ち上がり管（以下「給水立管」という。）からの分岐位置は、給水対象箇所の最高位の溢れ面より300ミリメートル程度高い位置に確保すること。
- (2) 給水立管は、最下部から最上部まで同一口径による配管とすること。
- (3) ブースタポンプの一次側に減圧式逆流防止装置、各戸量水器の二次側に逆流防止装置を設置すること。
- (4) 給水立管の最上部に自動吸排気弁を設置すること。

(量水器の設置)

第7条 直結増圧給水による給水装置には、次に掲げるとおり、量水器を設置しなければならない。

- (1) 全体の使用水量を計測するための量水器は、増圧装置の一次側に設置すること。
- (2) 前号における量水器の設置位置は、久喜市水道給水装置規程（平成22年久喜市水道企業管理規程第15号）第8条の規定による設置場所とすること。
- (3) 直結増圧給水施設が集合住宅である場合は、第1号の量水器の他に各戸にそれぞれ量水器を設置すること。
- (4) 直結増圧給水施設が集合住宅以外の施設であって、各階、各店舗等にそれぞれ量水器を設置するときは、前号に準じるものとする。
- (5) 量水器の口径は、水理計算により決定された計画水量に基づく口径とし、かつ、口径ごとの適正使用流量範囲内のものを使用すること。

(給水装置の設計)

第8条 直結増圧給水施設における給水装置の設計は、次の各号によるものとする。

- (1) 設計水圧は、0.147メガパスカルとすること。
- (2) 給水装置内を流れる設計水量は、計画瞬時最大水量とし、使用形態等を考慮した上で水量計算を行うものとする。
- (3) 給水装置内における設計水量に応じた摩擦損失水頭抵抗値を求める場合は、口径50ミリメートル以下はウエストン公式、口径75ミリメートル以上はヘーゼン・ウイリアム公式により水理計算を行うものとする。

(給水管の口径の決定)

第9条 増圧装置を設置する給水管の口径は、次に掲げる事項を考慮して、水理計算により決定しなければならない。

- (1) 給水管の口径は、配水管の最小動水圧時においても、同時使用水量を十分供給できるもので経済性も考慮した大きさとする。
- (2) 最低作動圧力を必要とする給水用具がある場合は、最低必要圧力に考慮して計算すること。
- (3) 瞬時最大給水量時において、管内流速が原則として毎秒2.0メートルを超えないこと。
- (4) 増圧装置の二次側の口径は、一次側と同口径以下とすること。

(事前調査)

第10条 直結増圧給水を希望する者（以下「申込者」という。）は、水道管理者に配水管水圧測定依頼書（様式第1号）を提出し、事前調査を受けなければならない。

- 2 水道管理者は、前項の依頼書が提出されたときは、対象となる建築物の最寄りの消火栓で水圧測定を行い、配水管水圧測定結果通知書（様式第2号）により、申込者に測定結果を通知するものとする。

(事前協議)

第11条 申込者は、前条第2項に規定する通知により直結増圧給水が可能と判定された場合、直結増圧給水装置設計協議書（新規・改造）（様式第3号）に次の書類を添えて、水道管理者の審査を受けなければならない。

- (1) 増圧装置を設置する施設の案内図、平面図、立面図及び配管系統図
- (2) 増圧装置の構造図
- (3) 給水管の口径を決定した水理計算書
- (4) 配水管水圧測定結果通知書の写し
- (5) その他水道管理者が審査のために必要と認める書類

- 2 水道管理者は、前項に規定する協議書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、直結増圧給水装置設計協議承認（不承認）通知書（様式第4号）により、申込者に審査結果を通知するものとする。

(確認事項)

第12条 申込者は、前条第1項の規定により水道管理者の審査を受けようとするときは、直結給水用増圧装置等の設置条件承諾書(様式第5号)に記載されている確認事項等の内容を承諾したうえで、承諾書を水道管理者へ提出するものとする。

(受水槽等からの改造)

第13条 受水槽等から直結増圧給水に切り替えるため給水装置を改造しようとするときは、受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項(平成17年9月5日付け健水発第0905001号厚生労働省健康局水道課長通知以下「留意事項通知」という。)の規定に適合するものでなければならない。

2 留意事項通知の規定に適合し、第11条第1項に規定する協議を行う際には、既設給水設備調査報告書(様式第6号)及び直結増圧給水切替に関する確認書(様式第7号)を水道管理者に提出しなければならない。

(給水装置工事の申込み)

第14条 申込者は、直結増圧給水により、条例第5条及び久喜市水道給水条例施行規程(平成22年久喜市水道企業管理規程第12号)第2条の規定により給水装置の新設等の申込みを行うときは、第11条第2項に規定する承認通知書の写しを添付するものとする。

2 申込者は、受水槽等から直結増圧給水に給水方式を変更しようとするときは、別表に掲げる書類により申込みを行うものとする。

(自主検査)

第15条 指定給水装置工事事業者の給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)は、水道管理者の完了検査の前に、次の項目について自主検査を行うものとする。

(1) 構造材質基準に適合していることの確認

(2) 給水装置の逆流防止対策が行われていることの確認

- (3) 施工した給水装置の耐圧試験及び水質試験
 - (4) 減圧式逆流防止装置を含む増圧装置の作動確認
 - (5) 提出書類の内容確認
- (増圧装置の管理)

第16条 所有者は、増圧装置の製造会社等と維持管理契約を締結し、完了検査終了後速やかに維持管理業者選任・変更届（様式第8号）を水道管理者に届け出なければならない。また、届出内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 所有者は、増圧装置における減圧式逆流防止装置の定期点検を年1回以上行うものとし、減圧式逆流防止装置定期点検報告書（様式第9号）を作成し、水道管理者に提出するとともに、保管しなければならない。

3 所有者は、故障等が発生した場合の緊急対応がとれるよう、増圧装置の製造会社名、形式等を本体に明示し、増圧装置等緊急連絡表示板（様式第10号）を確認しやすい場所に設置しなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、直結増圧給水装置の設置に関し必要な事項は、水道管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第14条関係）

申請書類	管更正工 事を施工 した履歴 がない場 合	管更正工事 を施工した 履歴があ り、塗料、 工法等が明 らかな場合	管更正工事 を施工した 履歴があ り、塗料、 工法等が不 明な場合
給水装置工事申込書兼設計審査申 込書	○	○	○
既設配管の材質確認書 (図面及び現場確認)	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。 ただし、第三者承認品の場合は当 該機関の証明登録書の写し		○	
ライニングによる更生工事施工時 の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明 書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
直結増圧給水切替に関する確認書	○	○	○
その他水道管理者が必要と認める 書類	○	○	○